

<新旧対照表> 「関西みらいファクシミリサービス」利用規定

現 行	改 正 後	変更内容補足
<p>記</p> <p>5. 電話の不通ならびに器械障害その他やむを得ない事由により、連絡・回答が不能または遅延することがあっても異議を申し立てません。</p>	<p>関西みらいファクシミリサービス利用規定 (2020年3月改定)</p> <p>5. 電話の不通ならびに機械障害その他やむを得ない事由により、連絡・回答が不能または遅延することがあっても異議を申し立てません。</p> <p>11. (1) 関西みらいファクシミリサービス規定（以下「本規定」といいます。）の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、関西みらいファクシミリサービス（以下「本サービス」といいます。）の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することに異議ありません。この場合、改定後の「関西みらいファクシミリサービス利用規定」が貴社ホームページ上に掲示されることを確認しました。</p> <p>(2) 前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます。）以降は、改定後の規定により取扱われ、変更日以降に申込者が本サービスを利用された場合、改定後の利用規定の内容について承諾したものとみなしてさしつかえありません。申込者は本サービスを利用する際に、ホームページ上の利用規定を確認のうえ利用いたします。</p>	<p><u>タイトルを追記</u> <u>改定年月を追記</u></p> <p><u>漢字を修正</u></p> <p>債権法改正対応の表記を新設</p>